

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2019年4月26日提出
【計算期間】	第2期（自 2018年1月27日 至 2019年1月28日）
【ファンド名】	CAM ESG日本株ファンド
【発行者名】	キャピタル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 杉本 年史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町1丁目16番1号
【事務連絡者氏名】	渡邊 豊彦
【連絡場所】	東京都千代田区神田錦町1丁目16番1号
【電話番号】	03-5259-7401
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、中長期的に信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託約款の定めにより、当ファンドの信託金の上限額は1,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、次の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド
一般	年2回	（ ）	
大型株	年4回	日本	
中小型株	年6回	北米	
債券	(隔月)	欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ
一般	年12回	アジア	
公債	(毎月)	オセアニア	
社債	日々	中南米	
その他債券	その他	アフリカ	
クレジット	()	中近東	
属性（ ）		(中東)	
不動産投信		エマージング	
その他資産(投資信託 証券(株式))			
資産複合（ ）			

※各ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書又は投資信託約款において、国内の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分の定義

投資対象 資産	その他資産 （投資信託証 券（株式））	目論見書または信託約款において、主として株式、債券および不動産 投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマ ザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式へ投資を行 います。このため、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）は株式 に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券（株 式））」に分類されます。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるも のをいいます。
投資対象 地域	日本	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資 産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリー ファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資する ものをいいます。

※上記商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関す
る指針」を基に委託会社が作成したものです。

<ファンドの目的>

当ファンドは、CAM ESG日本株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資
対象とし、中長期的に信託財産の成長を目指して運用を行います。

＜ファンドの特色＞

1 日本の金融取引所に上場する企業の内、ESG（環境対応、社会責任、企業統治）に対する経営目標と態勢整備状況を定量的に分析・評価して、経営力、成長性で優位のある企業に中長期投資を行います。

● ESGスコアを基本とし、財務面からの分析・評価を勘案した総合評価で銘柄選択を行います。

● ESGスコアに基づいて投資比率を決定します。

※ ESGスコアとは、ESGの評価項目に基づく企業の取り組みを定量的に評価したものです。

● 日本でのESG調査のパイオニアであるグッドバンカー社と投資顧問契約を結び、情報提供を受けます。それに、キャピタル アセットマネジメントの独自の財務分析情報を加味した総合評価により投資銘柄を選定します。

株式会社グッドバンカー：1998年7月14日に設立。

日本初のESG投資専門の独立系投資顧問会社です。

2 マザーファンド受益証券を主要対象として、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。



＜分配方針＞

年1回(原則として毎年1月26日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)決算を行ない、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行なわないことがあります。
- 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。



* 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

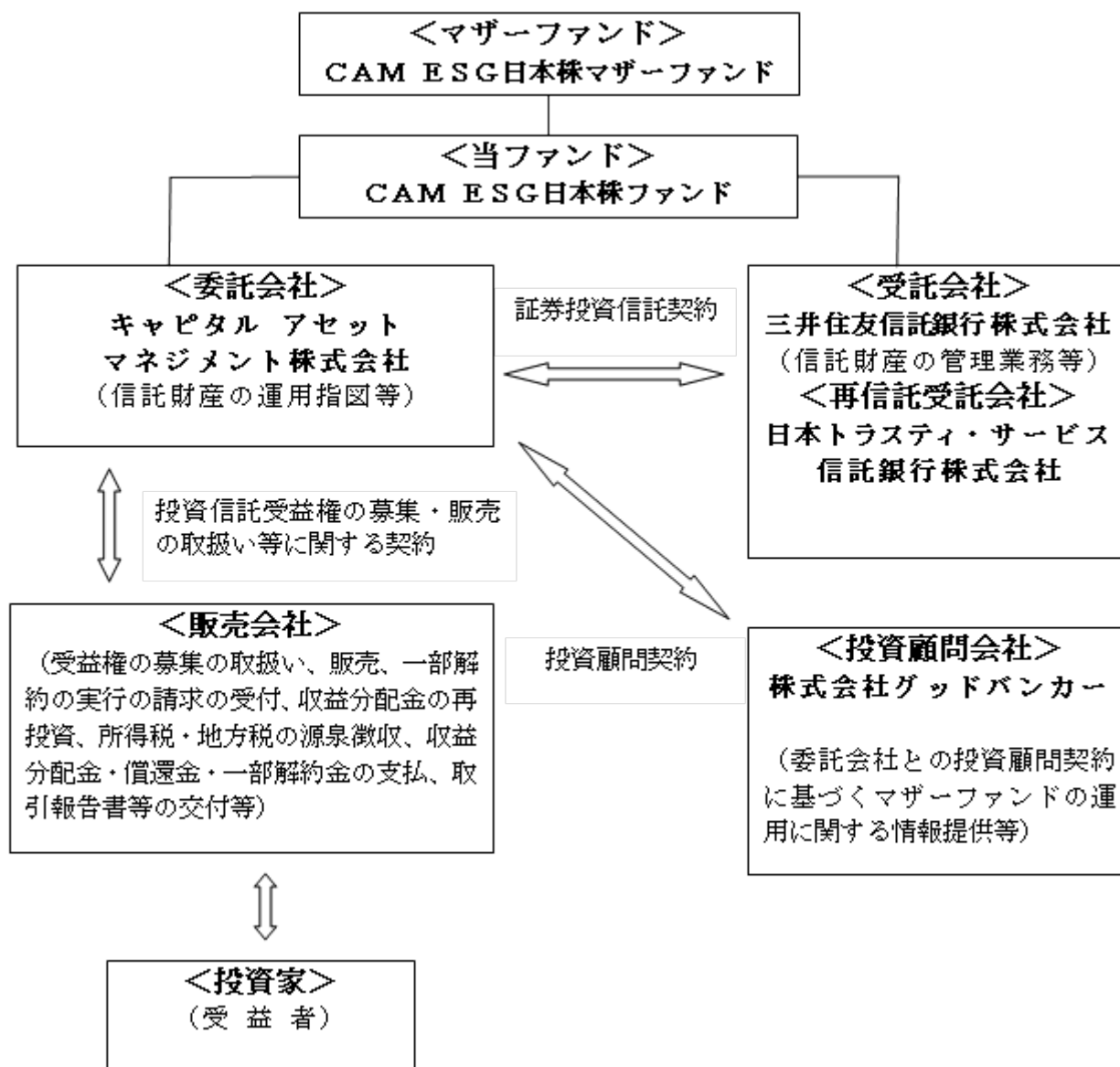
* 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成29年1月27日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

イ. キャピタル アセットマネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

ロ. 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で証券投資信託契約を締結し、これに基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、委託会社の指図に基づく信託財産の処分等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

ハ. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

ニ. 株式会社グッドバンカー（「投資顧問会社」）

委託会社との間に締結した「投資顧問契約」に基づき、マザーファンドの運用のための情報等の提供を行います。

③ 委託会社の概況

イ. 資本金の額（平成31年2月末日現在）

資本金 280百万円
発行済株式の総数 8,595株

ロ. 委託会社の沿革

平成16年1月 ヒューミント投資顧問株式会社設立
平成16年2月 投資顧問業登録 関東財務局長 第1198号
平成16年6月 投資一任業務認可 内閣総理大臣 第41号
平成19年3月 投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第72号
平成19年9月 金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第383号
平成21年10月 キャピタル・パートナーズ アセットマネジメント株式会社に
商号変更
平成22年3月 キャピタル アセットマネジメント株式会社に商号変更

ハ. 大株主の状況（平成31年2月末日現在）

発行済株式の総数 (a) および資本金	8,595株 280百万円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数 (b) (普通株式)	比率 (b/a)
キャピタル フィナンシャル ホールディングス株式会社	東京都千代田区内神田 1-13-7	8,595株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 主要投資対象

CAM ESG日本株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。尚、株式等に直接投資することもあります。

② 投資態度

- イ. 日本の金融取引所に上場する企業の内、ESG（環境対応、社会責任、企業統治）に対する経営目標と態勢整備状況を定量的に分析・評価して経営力、成長性で優位のある企業に投資を行います。
- ロ. マザーファンド受益証券を主要対象として、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。
- ハ. マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。

(2)【投資対象】

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利
- ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権

- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、マザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 株券、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券、および新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 13. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
 15. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第15号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第15号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号および第13号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券の受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前記⑤において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

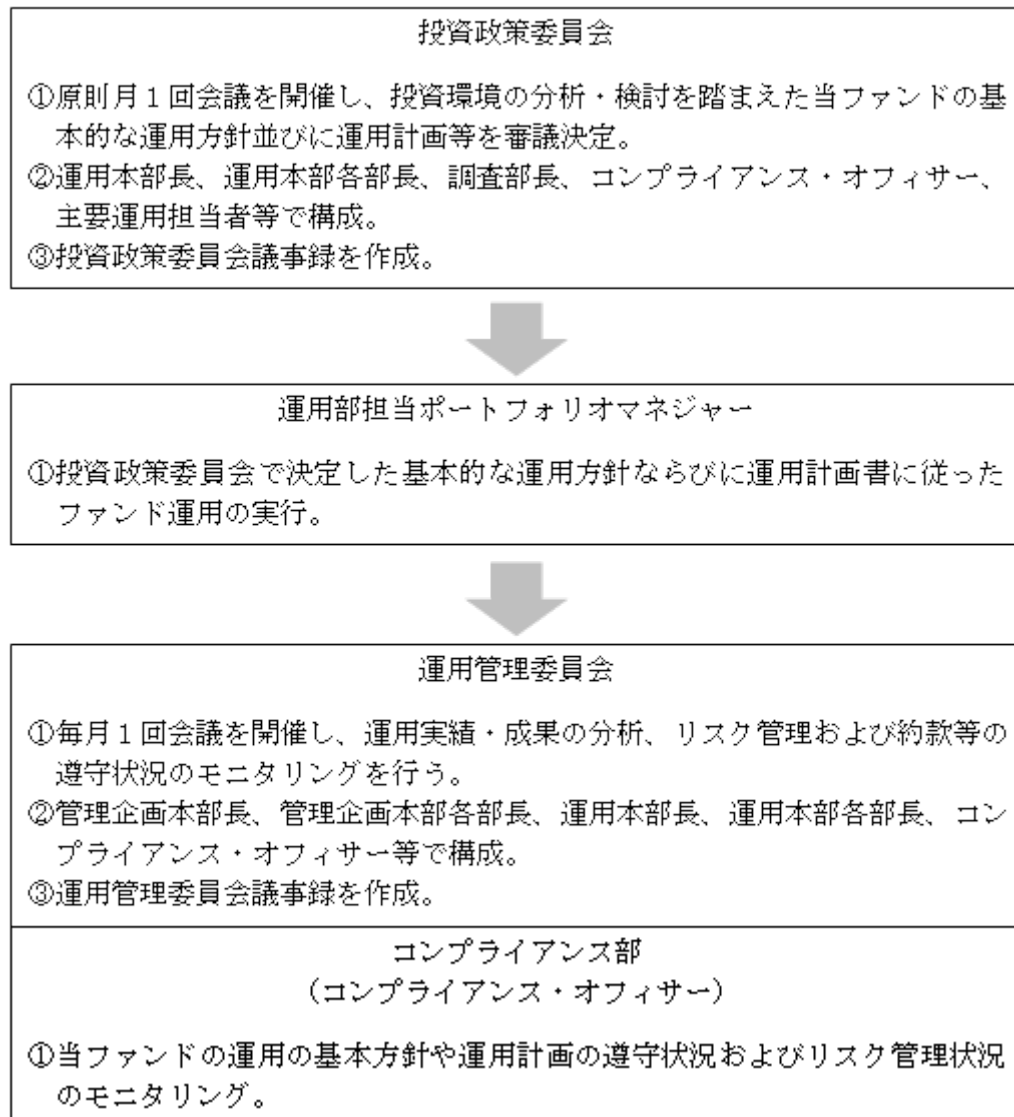
(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっております。

当ファンドの運用に係る意思決定については、委託会社の投資政策委員会が基本的な運用方針および収益分配方針等を決定する体制としております。

なお、当ファンドは投資顧問会社（株式会社グッドバンカー）により、マザーファンドの運用に関する情報提供を受けております。



② 内部管理体制

当ファンドの基本方針に則した適正な運用をサポートすべく、管理企画本部による業務管理、内部監査室による業務監査およびコンプライアンス部によるモニタリングを行い、適正性の確保に努める体制としております。また、当ファンドの運用実績・成果やリスク管理および約款等の遵守については、プロダクト・マネジメント部が主催し、運用本部およびコンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとする運用管理委員会でレビューを実施する体制としております。なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（業務方法書、業務運営規程、運用に係る社内規則、運用担当者服務規程等）を設けております。

関係法人に関する管理体制

受託会社：業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また、投資信託に係る受託会社の内部統制報告書を定期的に入手し、説明・報告を受けます。投資信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適正に遂行されているかの確認を行います。

（注）運用体制は平成31年2月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

年1回（原則として毎年1月26日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

＜信託約款による投資制限＞

- ① マザーファンド受益証券への投資割合は、制限を設けません。
- ② 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等は効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため行うことができます。
- ④ スワップ取引は効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため行うことができます。
- ⑤ 金利先渡し取引は、効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため行うことができます。
- ⑥ 外貨資産への投資は行いません。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑧ 先物取引等の運用指図および範囲
 - イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③1.から6.に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
- ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の10%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
- ⑨ スワップ取引の運用指図および範囲
- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ホ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑩ 金利先渡取引の運用指図および範囲
- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ホ. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑪ 有価証券の貸付けの指図および範囲
- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ. 前記イ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫ 資金の借入れ

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<法令等による投資制限>

① 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律および同法施行規則）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

② デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動、その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、またはオプションを表示する証券、もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考) CAM ESG日本株マザーファンドの投資方針

(1) 投資対象

当ファンドは日本の金融取引所に上場する、ESG（環境対応、社会責任、企業統治）に優れた企業もしくは関連企業によって発行された株式および株式関連証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

1. 日本の金融取引所に上場する企業の内、ESG（環境対応、社会責任、企業統治）に対する経営目標と態勢整備状況を定量的に分析・評価して、経営力、成長性で優位のある企業に投資を行います。
2. ESGスコアを基本とし、財務面からの分析・評価を勘案した総合評価で銘柄選択を行います。

3. E S Gスコアに基づいて投資比率を決定します。
 4. 上記株式の組入比率は原則として高位を保ちます。
 5. 資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ※E S Gスコアとは、E S Gの評価項目に基づく企業の取り組みを定量的に評価したものです。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本の金融取引所に上場する企業の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

① 株式の価格変動リスク

当ファンドは、実質的に株式に投資しますので、基準価額は株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、基準価額が影響を受けて損失を被ることがあります。

② 信用リスク

株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、基準価額が下がる要因となる可能性があります。

③ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りとなっております。

① リスク管理体制について



② 担当部署等の概要

◆ コンプライアンス部

- ・ 法令および諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- ・ 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- ・ 資産運用は、運用本部による内部管理のほか、コンプライアンス部で投資ガイドラインの遵守等、運用本部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - ・ 運用ガイドラインの遵守状況のモニター
 - ・ 取引の妥当性のチェック
 - ・ 利益相反取引のチェック

◆ 内部監査室

- ・ 内部監査室は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理体制、リスク管理体制の適切性、有効性の検証を行います。
 - ・ 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、社長への報告を行います。
- （注） 投資リスクに対する管理体制は平成31年2月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2014年3月～2019年2月)



* 税引き前の分配金を再投資したもののみを計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

* データは設定月末より記載しております。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年3月～2019年2月)



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	26.9	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△17.3	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	8.0	10.9	12.3	8.1	2.0	3.4	1.5

ファンド: 2018年1月～2019年2月

代表的な資産クラス: 2014年3月～2019年2月

* 上記期間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* 騰落率は直前月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債…NOMURA-BPI国債
 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバルディバースファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
 なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
 なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
 なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。
 なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

JPモルガンGBI-EMグローバルディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバルディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。
 なお、JPモルガンGBI-EMグローバルディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）^{*}を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

＊消費税率が10%となった場合は、年3.3%（税抜3.0%）となります。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「分配金受取りコース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の翌々営業日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「自動継続投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差し引かれます。）。

「自動継続投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.4688%（税抜 1.36%）^{*}

＊消費税率が10%となった場合は、年1.496%（税抜1.36%）となります。

信託報酬の配分は、次の通り（税抜）となります。

[信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率]

委託会社	年0.60%	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.70%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.06%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ② 上記①の信託報酬額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。
- ③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ③ 投資信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。
- ④ 前各項の諸経費の他、以下に定める費用（以下、「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。
1. 法律顧問に対する報酬および費用
 2. 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および提出に係る費用
 4. 投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 5. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
 6. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 7. 投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）
- ⑤ 委託会社は前各項に定める費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額で投資信託財産から支弁を受けることができるものとします。但し、この固定率または固定金額は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。係る費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託会社に支払います。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

（注）所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

※ 当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

1. 個人受益者の場合

イ. 収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、2037年12月31日までの間、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます（原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。）。

ロ. 解約時および償還金に対する課税

- ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、2037年12月31日までの間、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行われます。
- ※ 2016年1月1日以降、解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。
- なお、特定公社債（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。
- ※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より「ジュニアNISA」制度が開始しております。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせ下さい。

2. 法人受益者の場合

イ. 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益（譲渡益）については、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。
- ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

ロ. 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

② 個別元本

イ. 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が個別元本となります。

ロ. 受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方式が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。

③ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

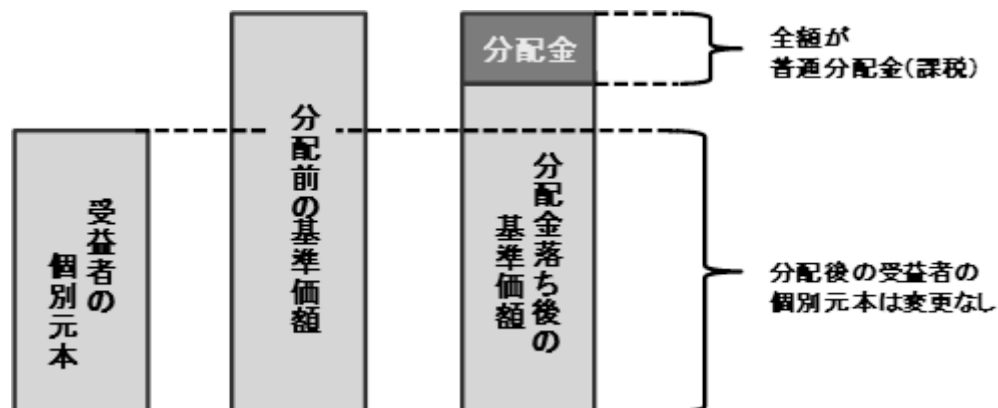
イ. 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

ロ. 受益者が収益分配金を受け取る際

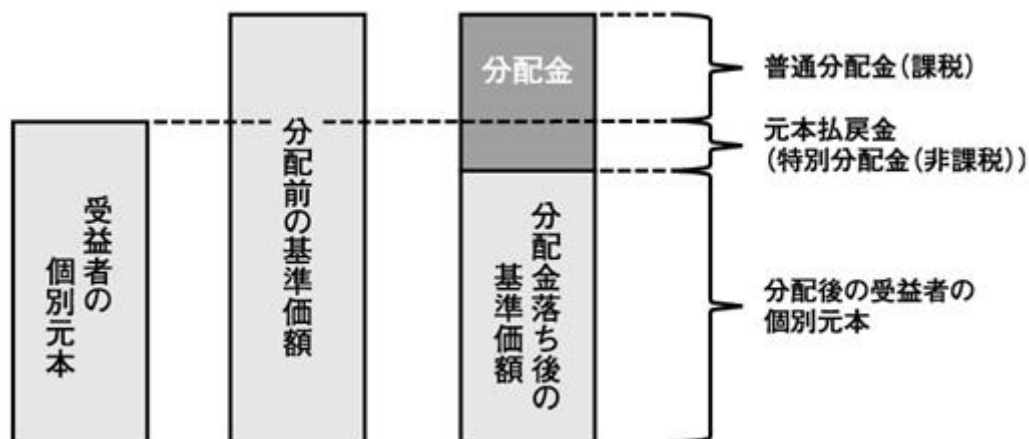
- ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分に相当する額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ・ 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額か上回る場合



収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合



※ 税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

※ 上図はあくまでイメージ図ですので、個別元本・基準価額・分配金の各水準等を示唆するものではありません。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

・ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>

・電話03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「CAM ESG日本株ファンド」

(平成31年2月28日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	621,396,286	99.74
内 日本	621,396,286	99.74
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,602,494	0.26
純資産総額	622,998,780	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)「CAM ESG日本株マザーファンド」

(平成31年2月28日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	619,829,480	99.75
内 日本	619,829,480	99.75
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,558,280	0.25
純資産総額	621,387,760	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

「CAM ESG日本株ファンド」

投資有価証券明細

(平成31年2月28日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	投資 比率
1	CAM ESG日本株 マザーファンド	日本・円 日本	親投資信託受益証券	528,218,537	1.1212 592,238,649	1.1764 621,396,286	99.74%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別投資比率

(平成31年2月28日現在)

種類	国内／外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	99.74
	小計	99.74
合 計（対純資産総額比）		99.74

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

（参考）「CAM ESG日本株マザーファンド」
 投資有価証券明細

（平成31年2月28日現在）

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量 (株)	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率
1	中外製薬	日本・円 日本	株式 医薬品	1,500	6,270.00 9,405,000	7,570.00 11,355,000	1.83%
2	NECネットエスアイ	日本・円 日本	株式 情報・通信業	4,000	2,286.00 9,144,000	2,696.00 10,784,000	1.74%
3	ファーストリテイリング	日本・円 日本	株式 小売業	200	50,170.00 10,034,000	52,160.00 10,432,000	1.68%
4	カゴメ	日本・円 日本	株式 食料品	3,500	2,901.00 10,153,500	2,858.00 10,003,000	1.61%
5	富士通	日本・円 日本	株式 電気機器	1,300	7,373.00 9,584,900	7,509.00 9,761,700	1.57%
6	伊藤忠 テクノソリューションズ	日本・円 日本	株式 情報・通信業	3,700	2,220.00 8,214,000	2,620.00 9,694,000	1.56%
7	セブン&アイ・ ホールディングス	日本・円 日本	株式 小売業	1,900	4,677.00 8,886,300	4,894.00 9,298,600	1.50%
8	TOTO	日本・円 日本	株式 ガラス・土石製品	2,200	4,065.00 8,943,000	4,215.00 9,273,000	1.49%
9	花王	日本・円 日本	株式 化学	1,100	7,610.00 8,371,000	8,424.00 9,266,400	1.49%
10	トクヤマ	日本・円 日本	株式 化学	3,300	2,692.00 8,883,600	2,792.00 9,213,600	1.48%
11	オムロン	日本・円 日本	株式 電気機器	1,900	4,425.00 8,407,500	4,805.00 9,129,500	1.47%
12	東京エレクトロン	日本・円 日本	株式 電気機器	600	15,520.00 9,312,000	15,150.00 9,090,000	1.46%
13	日立製作所	日本・円 日本	株式 電気機器	2,700	3,427.00 9,252,900	3,335.00 9,004,500	1.45%
14	トヨタ紡織	日本・円 日本	株式 輸送用機器	4,800	1,740.00 8,352,000	1,833.00 8,798,400	1.42%
15	三菱電機	日本・円 日本	株式 電気機器	6,300	1,378.00 8,681,400	1,394.00 8,782,200	1.41%
16	アズビル	日本・円 日本	株式 電気機器	3,400	2,216.00 7,534,400	2,458.00 8,357,200	1.34%
17	三井住友フィナンシャル グループ	日本・円 日本	株式 銀行業	2,100	4,006.00 8,412,600	3,942.00 8,278,200	1.33%
18	アステラス製薬	日本・円 日本	株式 医薬品	4,800	1,529.00 7,339,200	1,718.50 8,248,800	1.33%
19	資生堂	日本・円 日本	株式 化学	1,100	6,337.00 6,970,700	7,348.00 8,082,800	1.30%
20	大林組	日本・円 日本	株式 建設業	7,400	1,019.00 7,540,600	1,085.00 8,029,000	1.29%
21	荏原製作所	日本・円 日本	株式 機械	2,500	3,010.00 7,525,000	3,160.00 7,900,000	1.27%
22	日本ユニシス	日本・円 日本	株式 情報・通信業	2,700	2,517.00 6,795,900	2,905.00 7,843,500	1.26%
23	タムロン	日本・円 日本	株式 精密機器	3,600	1,721.00 6,195,600	2,157.00 7,765,200	1.25%
24	美津濃	日本・円 日本	株式 その他製品	3,000	2,536.00 7,608,000	2,564.00 7,692,000	1.24%
25	ブラザー工業	日本・円 日本	株式 電気機器	3,700	1,833.00 6,782,100	2,035.00 7,529,500	1.21%
26	ソニー	日本・円 日本	株式 電気機器	1,400	5,373.00 7,522,200	5,341.00 7,477,400	1.20%
27	大成建設	日本・円 日本	株式 建設業	1,400	5,050.00 7,070,000	5,260.00 7,364,000	1.19%

28	アイカ工業	日本・円 日本	株式 化学	1,900	3,615.00 6,868,500	3,875.00 7,362,500	1.18%
29	堀場製作所	日本・円 日本	株式 電気機器	1,300	5,310.00 6,903,000	5,640.00 7,332,000	1.18%
30	ファンケル	日本・円 日本	株式 化学	2,900	2,449.00 7,102,100	2,525.00 7,322,500	1.18%

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別および業種別投資比率

(平成31年2月28日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	電気機器	23.31
		化学	14.88
		情報・通信業	12.64
		医薬品	6.97
		建設業	6.77
		機械	5.93
		銀行業	4.81
		その他製品	4.03
		小売業	4.03
		輸送用機器	3.31
		精密機器	3.10
		サービス業	3.01
		ガラス・土石製品	2.50
		食料品	1.61
		その他金融業	0.92
		保険業	0.86
		石油・石炭製品	0.83
		卸売業	0.24
	小計		99.75
合 計（対純資産総額比）			99.75

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成31年2月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末日 (平成30年1月26日)	722,183,084	722,183,084	1.2818	1.2818
第2計算期間末日 (平成31年1月28日)	607,142,204	607,142,204	1.0727	1.0727
平成30年 2月末日	740,503,462	—	1.2214	—
3月末日	752,011,855	—	1.2082	—
4月末日	826,272,777	—	1.2480	—
5月末日	808,279,022	—	1.2461	—
6月末日	804,183,726	—	1.2359	—
7月末日	807,583,646	—	1.2425	—
8月末日	821,212,083	—	1.2338	—
9月末日	831,575,850	—	1.2831	—
10月末日	782,429,650	—	1.1473	—
11月末日	780,997,960	—	1.1669	—
12月末日	593,822,091	—	1.0344	—
平成31年 1月末日	612,738,728	—	1.0804	—
2月末日	622,998,780	—	1.1233	—

② 【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1計算期間	28.2
第2計算期間	△16.3

(注)「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。

収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1計算期間	758,418,338	195,019,392	563,398,946
第2計算期間	436,458,968	433,842,486	566,015,428

(注)設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考情報）

基準日：2019年2月28日

■基準価額・純資産の推移

2017年1月27日（設定日）～2019年2月28日



基準価額	11,233円
純資産総額	6.2億円

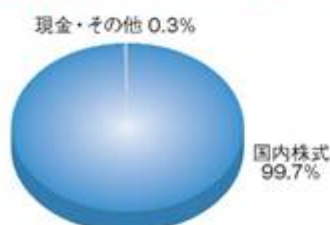
■分配の推移

決算日	分配金額
2018年1月26日	0円
2019年1月28日	0円
設定来累計	0円

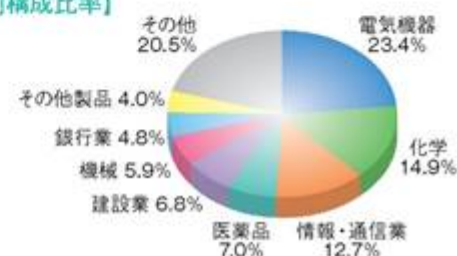
1万口あたり／税引き前

■主要な資産の状況（マザーファンド）

【資産配分】



【業種別構成比率】



※資産配分の比率は純資産総額に対する評価額の割合、業種別構成比率はポートフォリオ部分に対する評価額の割合です。
※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

【組入上位 10 銘柄】

組入銘柄数:100

銘柄名	業種	投資比率
中外製薬	医薬品	1.8%
NECネットエスアイ	情報・通信業	1.7%
ファーストリテイリング	小売業	1.7%
カゴメ	食料品	1.6%
富士通	電気機器	1.6%
伊藤忠テクノソリューションズ	情報・通信業	1.6%
セブン&アイ・HLDGS	小売業	1.5%
TOTO	ガラス・土石製品	1.5%
花王	化学	1.5%
トクヤマ	化学	1.5%

■年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金（税引き前）を再投資したものと計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※2017年：設定時（2017年1月27日）から年末までの収益率

※2019年：年初から2月末までの2ヵ月間の収益率

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。

「自動継続投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、販売会社がそれぞれ定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1口当たり）は、お買付申込日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等に相当する金額が課されます。なお、「自動継続投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、一部換金代金の支払い等に支障を来す可能性があるとして委託会社が定める日には、原則としてお申込みができません。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関にへ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、一部換金代金の支払い等に支障を来す可能性があるとして委託会社が定める日には、原則としてお申込みができません。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

① 一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、1口以上1口単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額は、一部解約申込日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス <http://www.capital-am.co.jp/>
- ・電話番号 03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

1口当たりの手取額は、個人の場合は解約価額から所得税および地方税を、法人の場合は所得税のみを差引いた金額となります。

※ 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、1口以上1口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。

振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者に係る源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者に係る源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせるにより知ることができます。

販売会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：E S G日本株）また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

② 主な運用対象資産の評価基準および評価方法

イ．マザーファンドの受益証券

原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日から無期限とします。

ただし、信託期間中において、残存口数が減少し運用が困難となったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

① この信託の計算期間は、原則として毎年1月27日から翌年1月26日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5)【その他】

① 信託の終了

イ．委託会社は、信託期間中において、残存口数が減少し運用が困難となったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ．委託会社は、上記イ．にしたがい信託を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し書面をもって、これらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

ハ．上記ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受

益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。

ニ. 上記ロ. の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

ホ. 上記ロ. からニ. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により、同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ロ. からニ. までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが、困難な場合には適用しません。

② 信託約款の変更等

イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本イ. からト. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ロ. 委託会社は、上記イ. の事項（上記イ. の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

ハ. 上記ロ. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。

ニ. 上記ロ. の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

ホ. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対して、その効力を生じます。

ヘ. 上記ロ. からホ. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ト. 上記イ. からヘ. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において、当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 関係法人との契約の更改等

＜投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書＞

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らかの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解除することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、当該信託財産の計算期間の末日ごとおよび信託終了時に運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）を後記照会先のアドレスに掲載します。

上記の規定にかかわらず、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

⑤ 信託契約に関する監督官庁の命令

- イ. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。
- ⑥ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- イ. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ. 上記イ. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②ロ. の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ⑦ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- イ. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ロ. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- ⑧ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本イ. によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- ロ. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ⑨ 公告
- 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、後記照会先のアドレスに掲載します。なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。
- ⑩ 信託約款に関する疑義の取扱い
- この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま
- す。
- ⑪ 再信託
- 受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して6営業日目からお支払いします。「自動継続投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとしします。

② 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、原則として信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日））から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとしします。

③ 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約請求を受付けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

④ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドの信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または前記「3資産管理等の概要(5)その他②信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用をうけません。

⑤ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>
- ・電話03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成30年1月27日から平成31年1月28日まで）の財務諸表について、監査法人五大による監査を受けております。

1【財務諸表】

【CAM ESG日本株ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期計算期間 (平成30年1月26日現在)	第2期計算期間 (平成31年1月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	37,929,708	15,381,717
親投資信託受益証券	693,687,424	600,306,343
流動資産合計	731,617,132	615,688,060
資産合計	731,617,132	615,688,060
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,824,428	1,546,978
未払受託者報酬	170,290	248,743
未払委託者報酬	3,690,330	5,390,135
その他未払費用	1,749,000	1,360,000
流動負債合計	9,434,048	8,545,856
負債合計	9,434,048	8,545,856
純資産の部		
元本等		
元本	563,398,946	566,015,428
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	158,784,138	41,126,776
（分配準備積立金）	98,776,489	51,157,387
元本等合計	722,183,084	607,142,204
純資産合計	722,183,084	607,142,204
負債純資産合計	731,617,132	615,688,060

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期計算期間 (自 平成29年1月27日 至 平成30年1月26日)	第2期計算期間 (自 平成30年1月27日 至 平成31年1月28日)
営業収益		
有価証券売買等損益	132,087,424	△119,381,081
営業収益合計	132,087,424	△119,381,081
営業費用		
支払利息	11,326	32,511
受託者報酬	305,313	498,646
委託者報酬	6,616,755	10,805,689
その他費用	2,985,000	2,354,000
営業費用合計	9,918,394	13,690,846
営業利益又は営業損失（△）	122,169,030	△133,071,927
経常利益又は経常損失（△）	122,169,030	△133,071,927
当期純利益又は当期純損失（△）	122,169,030	△133,071,927
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の 分配額（△）	23,392,541	△32,118,852
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	158,784,138
剰余金増加額又は欠損金減少額	62,155,650	97,509,409
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	62,155,650	97,509,409
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,148,001	114,213,696
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	2,148,001	114,213,696
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	158,784,138	41,126,776

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 平成31年1月26日とその翌日が休日のため、第2期計算期間末日を平成31年1月28日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期計算期間 (平成30年1月26日現在)	第2期計算期間 (平成31年1月28日現在)
1. 期首元本額	230,214,975円	563,398,946円
期中追加設定元本額	528,203,363円	436,458,968円
期中一部解約元本額	195,019,392円	433,842,486円
2. 計算期間末日における受益権の総数	563,398,946口	566,015,428口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期計算期間 (自 平成29年1月27日 至 平成30年1月26日)	第2期計算期間 (自 平成30年1月27日 至 平成31年1月28日)
1. その他費用の内訳	主に、印刷費用2,661,000円であります。	主に、印刷費用1,922,000円であります。
2. 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (9,029,549円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額 (89,746,940円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (60,007,649円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は158,784,138円(1口当たり0.281833円)であります。なお、分配は行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (49,371,703円)及び分配準備積立金(51,157,387円)より分配対象額は100,529,090円(1口当たり0.177608円)であります。なお、分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期計算期間 (自 平成30年1月27日 至 平成31年1月28日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び 当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務並びに有価証券であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券等の金融商品に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス・オフィサーは、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、プロダクト・マネジメント部では、運用に関するリスク管理を行っております。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期計算期間及び 第2期計算期間
1.貸借対照表計上額、時価及び その差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期計算期間 (平成30年1月26日現在)	第2期計算期間 (平成31年1月28日現在)
	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	121,185,179	△95,135,601
合計	121,185,179	△95,135,601

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第1期計算期間 (平成30年1月26日現在)	第2期計算期間 (平成31年1月28日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2818円 (12,818円)	1.0727円 (10,727円)

（4）【附属明細表】

① 有価証券明細表（平成31年1月28日現在）

イ. 株式

該当事項はありません。

ロ. 株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	CAM ESG日本株マザーファンド	535,414,149	600,306,343	
親投資信託受益証券 合計		535,414,149	600,306,343	
合計		535,414,149	600,306,343	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「CAM ESG日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は以下のとおりであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

CAM ESG日本株マザーファンド

(1)貸借対照表

区分	平成30年1月26日現在	平成31年1月28日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	38,225,713	302,464
株式	671,410,590	598,809,440
未収配当金	601,300	1,194,100
流動資産合計	710,237,603	600,306,004
資産合計	710,237,603	600,306,004
負債の部		
流動負債		
未払金	16,572,812	—
流動負債合計	16,572,812	—
負債合計	16,572,812	—
純資産の部		
元本等		
元本	528,121,374	535,414,149
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	165,543,417	64,891,855
元本等合計	693,664,791	600,306,004
純資産合計	693,664,791	600,306,004
負債純資産合計	710,237,603	600,306,004

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成30年1月26日現在	平成31年1月28日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	－円	528,121,374円
同期中における追加設定元本額	621,250,481円	198,415,498円
同期中における一部解約元本額	93,129,107円	191,122,723円
同期末における元本の内訳 ファンド名		
CAM ESG日本株ファンド	528,121,374円	535,414,149円
計	528,121,374円	535,414,149円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	528,121,374口	535,414,149口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成30年1月27日 至 平成31年1月28日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び 当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務並びに有価証券であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス・オフィサーは、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、プロダクト・マネジメント部では、運用に関するリスク管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成30年1月26日現在及び 平成31年1月28日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び その差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成30年1月26日現在	平成31年1月28日現在
	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	103,948,898	△113,414,286
合計	103,948,898	△113,414,286

(注) 当期間とは、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	平成30年1月26日現在	平成31年1月28日現在
本報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3135円 (13,135円)	1.1212円 (11,212円)

(3)附属明細表

① 有価証券明細表（平成31年1月28日現在）

イ. 株式

銘柄名	数量 (株)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	備考
大成建設	1,400	5,050.00	7,070,000	
大林組	7,400	1,019.00	7,540,600	
清水建設	7,900	921.00	7,275,900	
長谷工コーポレーション	3,300	1,203.00	3,969,900	
鹿島建設	3,700	1,515.00	5,605,500	
前田建設工業	5,700	1,070.00	6,099,000	
五洋建設	8,500	621.00	5,278,500	
N E C ネットエスアイ	4,000	2,286.00	9,144,000	
ぐるなび	3,100	731.00	2,266,100	
カゴメ	3,500	2,901.00	10,153,500	
トヨタ紡織	4,800	1,740.00	8,352,000	
セブン&アイ・ホールディングス	1,900	4,677.00	8,886,300	
ティーガイア	1,800	2,071.00	3,727,800	
昭和電工	1,500	3,630.00	5,445,000	
トクヤマ	3,300	2,692.00	8,883,600	
アイカ工業	1,900	3,615.00	6,868,500	
花王	1,100	7,610.00	8,371,000	
アステラス製薬	4,800	1,529.00	7,339,200	
塩野義製薬	900	6,505.00	5,854,500	
中外製薬	1,500	6,270.00	9,405,000	
科研製薬	900	5,090.00	4,581,000	
エーザイ	700	8,630.00	6,041,000	
久光製薬	1,100	5,460.00	6,006,000	
オリエンタルランド	300	10,825.00	3,247,500	
ヤフー	14,900	293.00	4,365,700	
トレンドマイクロ	900	6,420.00	5,778,000	
オービックビジネスコンサルタント	700	3,995.00	2,796,500	
伊藤忠テクノソリューションズ	3,700	2,220.00	8,214,000	
大塚商会	1,400	3,380.00	4,732,000	
資生堂	1,100	6,337.00	6,970,700	
ライオン	3,200	2,205.00	7,056,000	
ファンケル	2,900	2,449.00	7,102,100	
コーセー	200	15,850.00	3,170,000	

ポーラ・オルビスホールディングス	1,800	3,040.00	5,472,000	
上村工業	600	6,640.00	3,984,000	
小林製薬	700	6,900.00	4,830,000	
昭和シェル石油	3,100	1,614.00	5,003,400	
日本板硝子	6,800	988.00	6,718,400	
TOTO	2,200	4,065.00	8,943,000	
タクマ	3,100	1,387.00	4,299,700	
ディスコ	300	15,850.00	4,755,000	
荏原製作所	2,500	3,010.00	7,525,000	
ダイキン工業	600	11,695.00	7,017,000	
ダイフク	900	5,390.00	4,851,000	
アマノ	1,600	2,227.00	3,563,200	
ブラザー工業	3,700	1,833.00	6,782,100	
ミネベアミツミ	3,100	1,768.00	5,480,800	
日立製作所	2,700	3,427.00	9,252,900	
三菱電機	6,300	1,378.00	8,681,400	
東芝テック	1,500	2,592.00	3,888,000	
日本電産	500	12,920.00	6,460,000	
オムロン	1,900	4,425.00	8,407,500	
富士通	1,300	7,373.00	9,584,900	
アルバック	1,500	3,555.00	5,332,500	
パナソニック	5,300	1,063.00	5,633,900	
ソニー	1,400	5,373.00	7,522,200	
日本航空電子工業	3,700	1,432.00	5,298,400	
アズビル	3,400	2,216.00	7,534,400	
堀場製作所	1,300	5,310.00	6,903,000	
アドバンテスト	2,100	2,409.00	5,058,900	
シスメックス	800	6,032.00	4,825,600	
コーセル	5,900	1,039.00	6,130,100	
カシオ計算機	4,200	1,422.00	5,972,400	
浜松ホトニクス	1,400	3,775.00	5,285,000	
日東電工	1,000	6,047.00	6,047,000	
I H I	1,300	3,395.00	4,413,500	
スズキ	1,100	5,696.00	6,265,600	
S U B A R U	1,200	2,502.50	3,003,000	
テイ・エス テック	1,600	3,295.00	5,272,000	
良品計画	200	24,320.00	4,864,000	
進和	700	2,137.00	1,495,900	
ニコン	4,000	1,879.00	7,516,000	
S C R E E Nホールディングス	1,400	5,500.00	7,700,000	
タムロン	3,600	1,721.00	6,195,600	
HOYA	700	6,224.00	4,356,800	
バンダイナムコホールディングス	1,200	4,700.00	5,640,000	
ヤマハ	1,300	4,670.00	6,071,000	
ピジョン	1,000	4,070.00	4,070,000	
信越ポリマー	7,100	746.00	5,296,600	
美津濃	3,000	2,536.00	7,608,000	

東京エレクトロン	600	15,520.00	9,312,000	
日本ユニシス	2,700	2,517.00	6,795,900	
ユニ・チャーム	1,800	3,245.00	5,841,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	12,400	581.10	7,205,640	
三井住友フィナンシャルグループ	2,100	4,006.00	8,412,600	
千葉銀行	7,700	660.00	5,082,000	
七十七銀行	2,400	1,934.00	4,641,600	
紀陽銀行	3,200	1,537.00	4,918,400	
日本取引所グループ	2,900	1,969.00	5,710,100	
ソニーフィナンシャルホールディングス	500	2,062.00	1,031,000	
T&Dホールディングス	3,200	1,358.50	4,347,200	
KDDI	2,700	2,678.00	7,230,600	
NTTドコモ	2,600	2,572.50	6,688,500	
DTS	700	3,785.00	2,649,500	
トーカイ	1,900	2,780.00	5,282,000	
セコム	700	9,054.00	6,337,800	
日本システムウエア	3,000	1,672.00	5,016,000	
メイテック	500	4,645.00	2,322,500	
JBCCHホールディングス	3,600	1,540.00	5,544,000	
ファーストリテイリング	200	50,170.00	10,034,000	
合計	266,000		598,809,440	

ロ. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「CAM ESG日本株ファンド」

(平成31年2月28日現在)

I 資産総額	624,552,453円
II 負債総額	1,553,673円
III 純資産総額(I－II)	622,998,780円
IV 発行済数量	554,612,841口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	1.1233円

(参考)「CAM ESG日本株マザーファンド」

(平成31年2月28日現在)

I 資産総額	621,387,760円
II 負債総額	0円
III 純資産総額(I－II)	621,387,760円
IV 発行済数量	528,218,537口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	1.1764円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿について

作成しません。

3. 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

4. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

5. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- ④ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

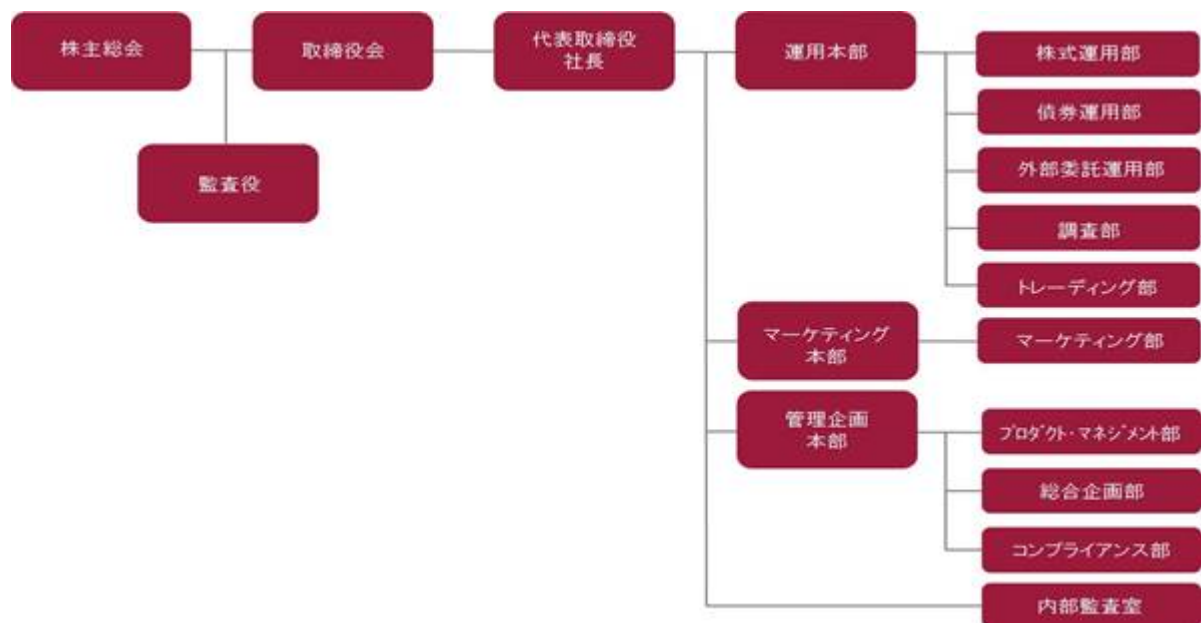
1【委託会社等の概況】（平成31年2月末日現在）

(1) 資本金等

- ① 資本金の額
280百万円
- ② 会社が発行する株式総数
40,000株
- ③ 発行済株式総数
8,595株
- ④ 過去5年間における資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の組織図

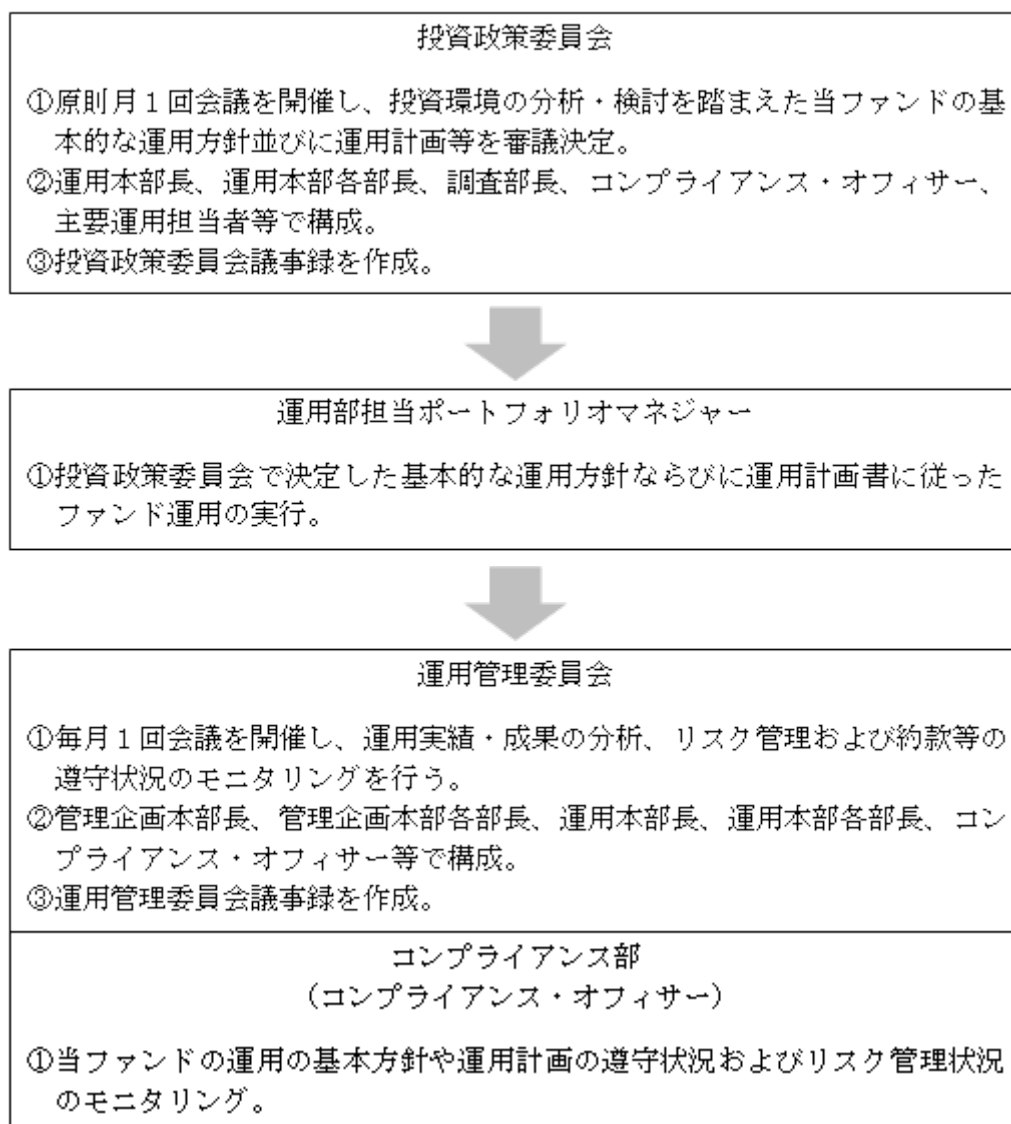


(注) 上記組織は、平成31年2月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

② 会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上15名以内、監査役は3名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権総数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内、監査役は、就任後4年以内のそれぞれ最後の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、任期満了前に退任した取締役および監査役の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務、常務を選任することができます。社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。取締役会の決議をもって、役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができます。

③ 投資信託の運用の流れ



（注）上記組織は、平成31年2月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

平成31年2月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	26本	31,082百万円

（親投資信託を除く）

3 【委託会社等の経理状況】

- 1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表並びに中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人五大により監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (平成29年3月31日)		当事業年度 (平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金			49,281		247,071
2 未収委託者報酬			35,577		60,819
3 未収運用受託報酬			2,126		102,790
4 立替金			12,270		12,348
5 前払費用			3,142		5,157
6 預け金			5,491		500
7 その他			407		22
流動資産合計			108,299		428,710
II 固定資産					
1 有形固定資産	※1		5,963		9,840
(1) 建物		3,424		2,826	
(2) 器具備品		2,538		2,490	
(3) リース資産		-		4,524	
2 無形固定資産			12,977		3,552
(1) 電話加入権		52		52	
(2) ソフトウェア		12,925		3,500	
3 投資その他の資産			83,947		86,594
(1) 投資有価証券		72,846		75,695	
(2) 敷金		10,600		10,898	
(3) 差押債権	※2	410,743		-	
(4) 長期預け金		500		-	
(5) 貸倒引当金	※3	△410,743		-	
固定資産合計			102,888		99,987
資産合計			211,187		528,698

		前事業年度 (平成29年3月31日)		当事業年度 (平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
(負債の部)					
I 流動負債					
1 未払金			10,086		13,569
2 未払代行手数料			16,984		29,632
3 未払費用			5,035		73,205
4 未払法人税等			7,041		76,087
5 未払消費税等			-		8,286
6 賞与引当金			6,000		9,500
7 預り金			1,848		3,473
8 前受収益			229		-
9 リース債務			-		970
流動負債合計			47,225		214,724
II 固定負債			-		-
1 預り敷金			1,750		-
2 長期未払金			-		2,229
3 繰延税金負債			-		474
4 訴訟損失引当金			10,192		-
5 リース債務			-		3,951
固定負債合計			11,942		6,654
負債合計			59,167		221,379
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金			280,000		280,000
2 資本剰余金			55,251		55,251
(1) 資本準備金		55,251		55,251	
3 利益剰余金			△180,772		△29,008
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△180,772		△29,008	
株主資本合計			154,478		306,243
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価 差額金			△2,458		1,075
評価・換算差額等合計			△2,458		1,075
純資産合計			152,019		307,318
負債及び純資産合計			211,187		528,698

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
I 営業収益			
1 委託者報酬		453,649	845,980
2 運用受託報酬		91,565	281,016
営業収益合計		545,214	1,126,996
II 営業費用			
1 支払手数料	※1	230,191	452,862
2 広告宣伝費		1,269	14,694
3 調査費		20,516	32,371
4 委託計算費		19,764	22,393
5 営業雑経費		20,520	17,933
(1) 通信費		3,754	1,657
(2) 協会費		1,744	1,419
(3) 印刷費		15,021	14,855
営業費用合計		292,262	540,255
III 一般管理費			
1 給料		141,562	182,104
(1) 役員報酬		39,600	44,361
(2) 給料・手当		86,648	96,486
(3) 賞与		5,100	6,865
(4) 賞与引当金繰入額		6,000	9,500
(5) 退職金		2,229	-
(6) 退職給付費用		-	4,581
(7) 法定福利費		1,984	20,308
2 旅費交通費		4,195	6,157
3 租税公課		7,264	8,307
4 不動産賃借料		14,517	14,758
5 減価償却費		6,672	5,493
6 業務委託費	※1	52,140	119,821
7 その他一般管理費		14,071	15,781
一般管理費合計		240,423	352,424
営業利益		12,528	234,316
IV 営業外収益			
1 受取利息		7	9
2 有価証券利息		97	-
3 受取配当金		183	1,205
4 不動産賃貸料収入	※1	3,689	638
5 為替差益		448	-
6 雑収入		32	1
営業外収益合計		4,457	1,854

V 営業外費用					
1 支払利息			-		21
2 為替差損			-		2,127
営業外費用合計			-		2,148
経常利益			16,986		234,022
VI 特別利益					
1 投資有価証券売却益			432		-
特別利益合計			432		-
VII 特別損失					
1 固定資産除却損	※2		18		6,017
2 投資有価証券売却損			2,730		-
3 減損損失			486		-
4 訴訟損失	※3		420,936		2,522
特別損失合計			424,171		8,540
税引前当期純利益又は税引前当期 純損失（△）			△406,753		225,482
法人税、住民税及び事業税			6,887		73,717
当期純利益又は当期純損失（△）			△413,641		151,764

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・ 換算差額等
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他利益 剰余金		
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	280,000	55,251	232,868	568,119	△14,012
当期変動額				-	
当期純損失（△）			△413,641	△413,641	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-	11,553
当期変動額合計	-	-	△413,641	△413,641	11,553
当期末残高	280,000	55,251	△180,772	154,478	△2,458

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・ 換算差額等
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他利益 剰余金		
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	280,000	55,251	△180,772	154,478	△2,458
当期変動額				-	
当期純利益			151,764	151,764	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-	3,533
当期変動額合計			151,764	151,764	3,533
当期末残高	280,000	55,251	△29,008	306,243	1,075

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。				
2 固定資産の減価償却の方法	（1）有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備は定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>5年～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4年～5年</td> </tr> </table> （2）無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 （3）リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	建物	5年～15年	器具備品	4年～5年
建物	5年～15年				
器具備品	4年～5年				
3 引当金の計上基準	貸倒引当金 係争中の訴訟事案に係る差押債権について、回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 訴訟損失引当金 係争中の訴訟に対する損失に備えるため、当事業年度末において必要と認められる金額を計上しております。				
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。				

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)										
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>947千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>6,454千円</td></tr> </table> ※2. 注記5.に記載の係争事件について、平成26年10月17日付けの東京地方裁判所の判決に仮執行宣言が付与されていたため、ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社は強制執行手続を行い、平成26年12月10日付けで東京地方裁判所から当社が有する債権を対象とする債権差押及び転付命令が送達されました。当該債権差押及び転付命令の対象となった債権のうち東京法務局に対する供託金及び支払期の到来した委託者報酬債権について未払助言報酬相殺後の金額を差押債権として計上しております。 ※3. 係争事件 平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものであります。東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで平成26年3月28日までの期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士報酬の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡しました。当社は、この判決を不服とし、判決の取消しを求め、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、当社の正当性を訴えて参りました。しかしながら、東京高等裁判所は、平成29年2月9日付けで、第一審判決取消しの控訴を棄却するとの判決を言い渡しました。当社はこの判決を不服とし、平成29年3月6日に最高裁判所に上告しましたが、これまでの判決結果を踏まえ、既に差押を受けた債権（差押債権）について、回収可能性を勘案し貸倒引当金を計上するとともに、訴訟損失として必要と認められる金額を訴訟損失引当金として計上いたしました。	建物	947千円	器具備品	6,454千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>1,546千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>7,786千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>156千円</td></tr> </table> 2. — 3. 係争事件 当社のファンド運用に関して投資顧問契約を締結していた助言会社「ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド」社からの報酬支払履行の訴訟に関して、平成30年4月10日に最高裁判所が上告棄却及び上告受理申立てを不受理とする決定を行ったことから、本係争事件は終結し、総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払を命じる判決が確定しております。	建物	1,546千円	器具備品	7,786千円	リース資産	156千円
建物	947千円										
器具備品	6,454千円										
建物	1,546千円										
器具備品	7,786千円										
リース資産	156千円										

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 支払手数料 106,761千円 不動産賃貸料収入 3,689千円	※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 支払手数料 168,949千円 業務委託費 110,205千円 不動産賃貸料収入 638千円
※2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具備品 18千円	※2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 ソフトウェア 6,017千円
※3. 訴訟損失の内容は次のとおりであります。 貸倒引当金繰入額 410,743千円 訴訟損失引当金繰入額 10,192千円	3. —

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	—	—	8,705
合計	8,705	—	—	8,705

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	-	-	8,705
合計	8,705	-	-	8,705

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては増資による資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、主として契約により規定され、受託銀行において分別保管されている信託財産から支払われる委託者報酬の未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクにも晒されています。

（3）金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社における契約履行者は、受託銀行において分別保管されている信託財産であり、営業債権については、受託銀行とともに、取引先ごとに期日および残高管理をしております。信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や時価などの変動リスク）の管理

投資有価証券は、有価証券投資に関する基本方針に基づき、経営会議の決議により投資が行われ、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクについては、月次ベースで管理されています。

③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社を含めた投資家からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に於ける的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	49,281	49,281	—
(2) 未収委託者報酬	35,577	35,577	—
(3) 未収運用受託報酬	2,126	2,126	—
(4) 立替金	12,270	12,270	—
(5) 預け金	5,491	5,491	—
(6) 投資有価証券	72,846	72,846	—
(7) 敷金	10,600	7,285	△3,315
(8) 差押債権	410,743		
貸倒引当金（※1）	△410,743		
	—	—	—
資産計	188,196	184,881	△3,315
(1) 未払金	10,086	10,086	—
(2) 未払代行者手数料	16,984	16,984	—
(3) 未払費用	5,035	5,035	—
(4) 未払法人税等	7,041	7,041	—
(5) 預り金	1,848	1,848	—
(6) 預り敷金	1,750	1,158	△591
負債計	42,745	42,154	△591

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	247,071	247,071	—
(2) 未収委託者報酬	60,819	60,819	—
(3) 未収運用受託報酬	102,790	102,790	—
(4) 立替金	12,348	12,348	—
(5) 預け金	500	500	—
(6) 投資有価証券	75,695	75,695	—
(7) 敷金	10,898	8,077	△2,821
資産計	510,125	507,303	△2,821
(1) 未払金	13,569	13,569	—
(2) 未払代行者手数料	29,632	29,632	—
(3) 未払費用	73,205	73,205	—
(4) 未払法人税等	76,087	76,087	—
(5) 未払消費税等	8,286	8,286	—
(6) 預り金	3,473	3,473	—
(7) リース債務	4,921	4,902	△19
負債計	209,175	209,156	△19

※1. 差押債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資産

- ① 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、立替金、預け金
 短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ② 投資有価証券
 主に取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。
- ③ 敷金
 合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。
- ④ 差押債権
 差押債権については、回収見込額により時価を算定しております。

負債

- ① 未払金、未払代行手数料、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金
 これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ② 預り敷金
 合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。
- ③ リース債務
 将来のキャッシュ・フローに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
長期未払金	-	2,229
合計	-	2,229

長期未払金については、正確に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金及び預金	49,281	—	—	—
未収委託者報酬	35,577	—	—	—
未収運用受託報酬	2,126	—	—	—
立替金	12,270	—	—	—
預け金	5,491	—	—	—
合計	104,749	—	—	—

当事業年度（平成30年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金及び預金	247,071	—	—	—
未収委託者報酬	60,819	—	—	—
未収運用受託報酬	102,790	—	—	—
立替金	12,348	—	—	—
預け金	500	—	—	—
合計	423,531	—	—	—

（注４）リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成29年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成30年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
リース債務	970	994	1,019	1,045	891	-
合計	970	994	1,019	1,045	891	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	(1) 株式	26,964	26,897	67
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	1,181	1,000	181
	小計	28,146	27,897	249
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	44,700	47,408	△2,707
	小計	44,700	47,408	△2,707
計		72,846	75,305	△2,458

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	(1) 株式	30,299	26,897	3,402
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	1,178	1,000	178
	小計	31,477	27,897	3,580
貸借対照表計上額が 取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	44,217	46,248	△2,030
	小計	44,217	46,248	△2,030
計		75,695	74,145	1,549

（注）減損処理にあたっては、事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	10,170	81	-
(3) その他	50,943	351	△2,730
計	61,113	432	△2,730

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

項目	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
	単位：千円	単位：千円
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳	繰延税金資産	繰延税金資産
	貸倒引当金 125,769	貸倒引当金 127,300
	賞与引当金 1,851	賞与引当金 2,908
	未払事業税 789	未払事業税 3,002
	訴訟損失引当金 3,120	訴訟損失引当金 2,362
	投資有価証券評価差額金 752	退職給付費用 1,404
	その他 797	繰延税金資産小計 136,978
	繰延税金資産小計 133,082	評価性引当額 △136,978
	評価性引当額 △133,082	繰延税金資産合計 -
	繰延税金資産合計 -	繰延税金負債
		投資有価証券評価差額金 474
		繰延税金負債合計 474
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。	法定実効税率 30.86%
		(調整)
		交際費等永久に損金に算入
		されない項目 0.68%
		住民税均等割 0.13%
		評価性引当額 2.09%
		その他 △1.07%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率 32.69%

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAMベトナムファンド	249,799	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	65,449	投資運用業

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAMベトナムファンド	581,817	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	150,124	投資運用業

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	キャピタル・ パートナーズ 証券(株)	東京都 千代田区	1,000	金融商品 取扱会社	(被所有) 直接 94.8	業務受託	証券代行 手数料の支払 (注1)	106,761	未払代行 手数料	5,459
							業務委託費 の支払(注2)	26,876	—	—
							建物の賃貸 (注3)	3,689	前受収益 預り敷金	229 1,750

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	キャピタル・ パートナーズ 証券(株)	東京都 千代田区	1,000	金融商品 取扱会社	(被所有) 直接 94.8	業務受託	証券代行 手数料の支払 (注1)	168,949	未払代行 手数料	4,558
							業務委託費 の支払(注2)	110,205	—	—
							建物の賃貸 (注3)	638	—	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格およびその他の条件を決定しております。
- (注2) 提供を受ける業務内容に基き、交渉のうえ価格等を決定しております。
- (注3) 使用面積割合等に基き、賃貸料金額等の取引条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

キャピタル・パートナーズ証券株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	前事業年度 (自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日)	当事業年度 (自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日)
１株当たり純資産額	17,463円49銭	35,303円68銭
１株当たり当期純利益金額又は １株当たり当期純損失金額（△）	△47,517円65銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期 純利益金額については、１株当たり当 期純損失であり、また、潜在株式が存 在しないため記載しておりません。	17,434円22銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純 利益金額については、潜在株式が存在し ないため記載しておりません。

（注１）１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

項目	前事業年度 平成29年３月31日	当事業年度 平成30年３月31日
純資産の部の合計額	152,019	307,318
純資産の部の合計額から控除する金額	-	-
普通株式に係る純資産額	152,019	307,318
１株当たり純資産の算定に用いられる普通株式の数	8,705	8,705

（注２）１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

項目	前事業年度 (自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日)	当事業年度 (自 平成29年４月１日 至 平成30年３月31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額（△）	△413,641	151,764
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益金額又は 当期純損失金額（△）	△413,641	151,764
普通株式の期中平均株式数(株)	8,705	8,705

（重要な後発事象）

1. 株式移転による共同持株会社の設立

当社は平成30年6月7日開催の取締役会において、当社及びキャピタル・パートナーズ証券株式会社（以下「CPS」といいます。）が平成30年10月1日を効力発生日（予定）として、株式移転の方法により完全親会社であるキャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社を（以下「共同持株会社」といいます。）を設立することに係る株式移転計画を承認決議いたしました。

（1）共同持株会社設立の目的

当社グループが更なる成長を遂げるためには、グループ全体を見渡し、限られた経営資源の最適配分を行い、事業単位での成長力を強化していく必要があります。このためにも、持株会社体制に移行し、本持株会社に管理・統括機能を集中させることが効果的であると判断したものであります。

（2）株式移転の日程

平成30年6月7日	株式移転計画の承認取締役会 株式移転計画の締結
平成30年6月27日（予定）	株式移転計画の承認定時株主総会
平成30年10月1日（予定）	持株会社設立登記日（効力発生日）

（3）株式移転の方法

当社及びキャピタル・パートナーズ証券株式会社を株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転となります。

（4）株式移転比率

	当社	CPS
株式移転比率	2.727	1

当社の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式2.727株を割当て交付いたします。CPSの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当て交付いたします。

ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、当社及びCPS両社協議の上、変更することがあります。

（5）共同持株会社の概要

- ①商号 キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社
- ②本店所在地 東京都千代田区
- ③代表者の氏名 代表取締役 筒井 豊春
- ④資本金の額 1,000,000,000円
- ⑤事業の目的

1. 当社は次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。

- ① 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
- ② その他の金融サービスおよびそれに付帯または関連する業務
- ③ 内外経済、金融および資本市場に関する調査研究およびその受託に付帯または関連する業務
- ④ 商品投資顧問業
- ⑤ 不動産の売買、賃貸借およびその仲介に係る業務
- ⑥ 損害保険代理業務
- ⑦ 出版事業、広告代理業およびその他の情報サービスに係る業務
- ⑧ 教育・文化に係る業務

2. 当社は、前項に関連する全ての業務を営むことが出来る。

（6）今後の見通し

本株式移転による業績への影響は軽微であります。

2. 資本準備金の額の減少並びに剰余金処分

当社は、平成30年6月7日開催の取締役会において、平成30年6月27日開催予定の第15回定時株主総会に、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

(1) 資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の目的

本件は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を填補し早期に財務体質の健全化を図るとともに、早期の配当体制の実現を目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行ったうえで、同法第452条の規定に基づき、剰余金の処分を行うものであります。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

減少する資本準備金の額

平成30年3月31日現在の資本準備金の額55,251,250円を29,008,063円減少して26,243,187円とし、減少する資本準備金の全額を、その他資本剰余金に振替える処理を行います。

(3) 剰余金処分の（その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振替）内容

上記記載の資本準備金の額の減少によって増加するその他資本剰余金29,008,063円的全額を、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。これによりその他資本剰余金は0円、繰越利益剰余金は0円となります。

(4) 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

取締役会決議日	平成30年6月7日
定時株主総会決議日	平成30年6月27日（予定）
効力発生日	平成30年6月28日（予定）

本件は、会社法第449条第1項但書の要件に該当するため、債権者異議手続きは発生いたしません。

(5) その他の重要な事項

本件は、貸借対照表の「純資産の部」における科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、業績に与える影響はありません。

中間財務諸表等**1 中間財務諸表****(1) 中間貸借対照表**

		当中間会計期間 (平成30年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金及び預金			265,888
2 未収委託者報酬			67,692
3 未収運用受託報酬			2,321
4 立替金			10,071
5 前払費用			3,792
6 その他			551
流動資産合計			350,318
II 固定資産			
1 有形固定資産	※ 1		10,460
(1) 建物		2,578	
(2) 器具備品		3,826	
(3) リース資産		4,056	
2 無形固定資産			3,052
(1) 電話加入権		52	
(2) ソフトウェア		3,000	
3 投資その他の資産			73,284
(1) 投資有価証券		62,569	
(2) 敷金・保証金		10,714	
固定資産合計			86,797
資産合計			437,116

		当中間会計期間 (平成30年9月30日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		
(負債の部)				
I 流動負債	※ 2			
1 未払金			5,408	
2 未払代行手数料			33,299	
3 未払費用			6,764	
4 未払法人税等			1,671	
5 賞与引当金			5,070	
6 預り金			2,206	
7 リース債務			982	
8 その他			9,065	
流動負債合計			64,469	
II 固定負債				
1 長期未払金			2,229	
2 繰延税金負債			151	
3 リース債務			3,457	
固定負債合計			5,837	
負債合計			70,306	
(純資産の部)				
I 株主資本				
1 資本金			280,000	
2 資本剰余金			26,243	
(1) 資本準備金		26,243		
3 利益剰余金			60,223	
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		60,223		
株主資本合計			366,466	
II 評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金			343	
評価・換算差額等合計			343	
純資産合計			366,809	
負債及び純資産合計			437,116	

(2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
I 営業収益			
1 委託者報酬			429,104
2 運用受託報酬			22,090
営業収益合計			451,195
II 営業費用			
1 支払手数料			174,416
2 広告宣伝費			4,811
3 調査費			16,319
4 委託計算費			12,889
5 営業雑経費			13,516
(1) 通信費		820	
(2) 協会費		710	
(3) 印刷費		11,985	
営業費用合計			221,953
III 一般管理費			
1 給料			96,857
(1) 役員報酬		23,390	
(2) 給料・手当		55,392	
(3) 賞与引当金繰入額		5,070	
(4) 退職給付費用		2,776	
(5) 法定福利費		10,228	
2 旅費交通費			3,100
3 租税公課			1,781
4 不動産賃借料			8,451
5 減価償却費			2,116
6 業務委託費			43,083
7 その他一般管理費			13,233
一般管理費合計			168,624
営業利益			60,617
	※ 1		

		当中間会計期間 (自 平成30年4月 1 日 至 平成30年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
IV 営業外収益			
1 受取利息			8
2 為替差益			704
3 雑収入			177
営業外収益合計			890
V 営業外費用			
1 支払利息			59
2 雑損失			0
営業外費用合計			59
経常利益			61,448
VI 特別利益			
1 投資有価証券償還差益			180
特別利益合計			180
VII 特別損失			
1 投資有価証券売却損			1,261
特別損失合計			1,261
税引前中間純利益			60,368
法人税、住民税及び事業税			145
中間純利益			60,223

[注記事項]
 （重要な会計方針）

項目	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)				
1 有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。				
2 固定資産の減価償却の方法	（1）有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法によっております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備は定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td> <td>5年～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4年～5年</td> </tr> </table> （2）無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 （3）リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	建物	5年～15年	器具備品	4年～5年
建物	5年～15年				
器具備品	4年～5年				
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。				
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。				

（追加情報）

資本準備金の額の減少並びに剰余金処分

平成30年6月27日開催の第15期定時株主総会の決議により、資本準備金を29,008千円減少させ、その他資本剰余金に振替えた後、同日付でその他資本剰余金を29,008千円減少させ、繰越利益剰余金に振替え、欠損填補を行っております。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 (平成30年9月30日)	
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
建物	1,794千円
器具備品	8,686千円
リース資産	624千円
※ 2. 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
※ 1. 減価償却費の内容は次の通りであります。	
有形固定資産減価償却費額	1,616千円
無形固定資産減価償却費額	499千円

（金融商品関係）

当中間会計期間(平成30年9月30日)

金融商品の時価などに関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	265,888	265,888	—
(2) 未収委託者報酬	67,692	67,692	—
(3) 未収運用受託報酬	2,321	2,321	—
(4) 立替金	10,071	10,071	—
(5) 投資有価証券	62,569	62,569	—
(6) 敷金・保証金	10,714	8,070	△2,644
資産計	419,258	416,614	△2,644
(1) 未払金	5,408	5,408	—
(2) 未払代行手数料	33,299	33,299	—
(3) 未払費用	6,764	6,764	—
(4) 未払法人税等	1,671	1,671	—
(5) 預り金	2,206	2,206	—
(6) リース債務	4,439	4,420	△19
負債計	53,790	53,771	△19

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)立替金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資信託は基準価額、その他は取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6)敷金・保証金

敷金・保証金の時価は、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

負債

(1)未払金、(2)未払代行手数料、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)リース債務

将来のキャッシュ・フローに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

長期未払金（中間貸借対照表計上額2,229千円）については、正確に将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（注３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成30年９月30日）

１．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

２．その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表価額	取得原価	差額
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	（１）株式	28,772	26,897	1,875
	（２）その他	—	—	—
	小計	28,772	26,897	1,875
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	（１）株式	—	—	—
	（２）その他	33,796	35,177	△1,380
	小計	33,796	35,177	△1,380
合計		62,569	62,074	495

（注）減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成30年４月１日 至 平成30年９月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成30年４月１日 至 平成30年９月30日）

１．サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAM ベトナムファンド	210,283	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	171,122	投資運用業

(1 株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり純資産額	42,137円82銭
1株当たり中間純利益	6,918円20銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	366,809
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(千円)	366,809
普通株式の中間会計期間末株式数(株)	8,705

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
中間純利益(千円)	60,223
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	60,223
普通株式の期中平均株式数(株)	8,705

(重要な後発事象)

株式移転による共同持株会社の設立

当社とキャピタル・パートナーズ証券株式会社（以下「CPS」という。）は、当社における平成30年6月27日開催の、CPSにおける平成30年6月26日開催のそれぞれの定時株主総会において承認を受けた株式移転計画に基づいて、平成30年10月1日をもって、共同持株会社であるキャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社を設立致しました。この株式移転に関する事項は、下記の通りです。

(1) 株式移転の目的

当社は、平成22年3月に、CPSの系列資産運用会社として発足したものでありますが、親証券会社であるCPSから独立して経営することで、「顧客本位の業務運営」をより充実すべく、当社とCPSを並列におき、2社の完全親会社として共同持株会社を設立するものであります。

また、今後当社グループが更なる成長を遂げるためには、グループ全体を見渡し、限られた経営資源の最適配分を行い、事業単位での競争力を強化していく必要があります。このためにも、持株会社体制に移行し、本持株会社に管理・統括機能を集中させることが効果的であると判断したものであります。

(2) 株式移転の要旨

① 株式移転の日程

平成30年5月29日	株式移転計画の承認取締役会（CPS）
平成30年6月7日	株式移転計画の承認取締役会（当社） 株式移転計画の締結（当社及びCPS）
平成30年6月26日	株式移転計画の承認定時株主総会（CPS）
平成30年6月27日	株式移転計画の承認定時株主総会（当社）
平成30年10月1日	持株会社設立登記日（効力発生日）

② 株式移転の方式

当社及びCPSを株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転方式を採用しております。

③ 株式移転比率

会社名	当社	CPS
株式移転比率	2.727	1

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2.727株を、CPSの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付しております。

(注2) 共同持株会社が交付した新株式数

普通株式：155,386株

(3) 共同持株会社の概要

商号	： キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社
本店所在地	： 東京都千代田区内神田一丁目13番7号
代表者の氏名	： 代表取締役 筒井 豊春
事業の内容	： 金融商品取引業及び内外経済・金融及び資本市場に関する調査研究、商品投資顧問業、不動産関連業務、損害保険代理店業務、出版事業・広告代理業及びその他の情報サービスに係る業務、教育・文化に係る業務などを行うグループ内傘下子会社の経営管理及びこれに付帯する一切の業務
資本金の額	： 1,000,000千円

(4) 自己株式の消却

当社は、平成30年9月25日開催の取締役会において、株式移転の効力発生日に自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施いたしました。

① 自己株式の消却を行う理由

本株式移転に関して行使される会社法806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得することとなる自己株式の消却を行うものであります。

② 消却した株式の種類

普通株式

③ 消却した株式の総数

110株

④ 消却実施日

平成30年10月1日

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、④および⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③および④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

① 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

① 受託会社

名 称	三井住友信託銀行株式会社
資本金の額	342,037百万円（平成30年9月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額	51,000百万円（平成30年9月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
関係業務の概要	受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

② 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	同上
日産証券株式会社	1,500百万円	同上
楽天証券株式会社	7,495百万円	同上
マネックス証券株式会社	12,200百万円	同上
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	同上
大熊本証券株式会社	343百万円	同上
松井証券株式会社	11,944百万円	同上
共和証券株式会社	500百万円	同上
東武証券株式会社	420百万円	同上

平成30年9月末現在

2【関係業務の概要】

① 受託会社

当ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、受益権の通知、信託財産の保管・管理、基準価額の計算等を行います。

② 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金・償還金および一部解約金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

① 受託会社

該当事項はありません。

② 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日	備考
有価証券届出書の訂正届出書	平成30年1月29日	
有価証券報告書	平成30年4月26日	
有価証券届出書	平成30年4月26日	
有価証券届出書の訂正届出書	平成30年5月7日	
有価証券届出書の訂正届出書	平成30年7月2日	
半期報告書	平成30年10月26日	
有価証券届出書の訂正届出書	平成30年10月26日	

独立監査人の監査報告書

平成30年 6月20日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年4月9日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAM ESG日本株ファンドの平成30年1月27日から平成31年1月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CAM ESG日本株ファンドの平成31年1月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月19日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮村 和哉 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタルアセットマネジメント株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。